## カンボジア王国政府

No.46ANK.BK 2002年5月31日

# 地籍索引図及び土地登記簿の制定手続1に関する政令

カンボジア王国政府は、下記に掲げる憲法、各法令、法規を検討し、また閣僚評議会の承認を得た上で、 以下の通り決定するものである。

- カンボジア王国憲法。
- カンボジア王国政府任命に関する1998年11月 30日付勅令 NS/RKT/1189/72号。
- 「閣僚評議会の組織及び権限に関する法律」を公布する1994年7月20日付勅許 02/NS/94号。
- 「国土管理,都市計画,及び建設に関する法律」を公布する1994年8月10日付勅許04/NS/94号。
- 「国土管理都市計画建設省設立法」を公布する1999年6月23日付勅許NS/RKM/0699/09号。
- 「土地法」を公布する2001年8月30日付勅許NS/RKM/0801/14号。
- 国土管理都市計画建設省の組織及び権限に関する1999年7月20日付政令ANK/BK 62号。
- 閣僚評議会の2002年5月24日付本会議における承認。

#### 第1章

#### 総則

#### 第1条

2000年3月22日付「地籍索引図及び土地登記簿の制定手続に関する政令」No.11ANK.BKについては、本政令第2条に規定される確定区分として布告される区分の体系的確定を経て、地籍索引図及び土地登記簿の制定手続を決定する本政令によって、置き換えられ、以降無効と見なすものとする。

#### 第2条

国土管理都市計画建設省の地籍地理総局は、州又は市の国土管理都市計画建設地籍事務所のために、 地籍索引図及び土地登記簿の制定技術及び形式を決定し、指導するものとする。

州知事又は市長は、確定区分の区域と境界線を布告するものとする。本条に従って下す決定は、地図 又は記述あるいはその両方によって、確定区域の位置及び境界線を特定するものとする。

]

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Systematic Registration と称することもある。

## 第2章 権限と義務

#### 第3条

確定区域が布告された場合、当該確定区域の州知事又は市長は、同区域において管理運営委員会を任命するものとする。

管理運営委員会は,下記の構成員から成る。

-	州知事・市長の代理人	議長
-	地籍官である現地管理官	委員
-	国土管理都市計画建設地籍事務所の地籍管理機関の担当官	委員
-	郡知事又はその代理人	委員
-	コミューンの長又はその代理人	委員
-	村長又はその代理人	委員
-	地元住民を代表する2名の評議員(年長者)	委員

当該管理運営委員会は、下記に掲げる義務を負うものとする。

- 地籍索引図及び所有者名簿の公示を準備すること。
- 記録に対する異議申立てを受理し、紛争解決手続きに基づき調査及び解決すること。
- 確定記録の決定を下すこと。
- 土地占有者及び所有者に対し、土地占有権又は所有権の提供を提案すること。又は、当該土地を国有資産として保持すること。

#### 第4条

いずれかの区域が確定区域として布告された場合,地籍地理総局は,当該確定区域で,現地管理官,及び当該確定区域における義務の履行に必要な員数の境界決定官,確定官,及び調査官を任命するものとする。

現地管理官は、地籍地理総局の指示に従って、本政令に基づく確定に責任を負うものとする。現地管理官は、本政令第4条第1項によって任命されるその他の担当官を指揮し、必要な指示を下すことができる。

境界決定官及び調査官は、境界決定及び調査を目的として、確定区域内のいかなる不動産にも立ち入る権限を有し、また、関係者を召喚して口頭証言させるか、土地の境界線に関する書類、あるいはその他の証拠を提出させることができる。

確定官は、確定を実施するために必要な照会を行う権限を有し、また、関係者を召喚して証言させるか、確定に関する書類、あるいはその他の証拠を提出させることができる。

## 第5条

確定区域においては、境界決定、調査、及び確定の実施のため、いかなる人物も、本政令に基づいて 任命された担当官の明示する口頭証言を行い、また確定に関する書類、あるいはその他の証拠や情報を 提出することによって、境界決定及び確定に参加及び協力する義務を負う。

確定記録の公示期間中は、いかなる人物も当該確定記録を調査し、意見を述べ、確定区域に関する全 データの内容を説明するよう担当官に要請する資格を有する。

#### 第6条

州知事又は市長は、確定区域の地域・地元機関に対し、遅くとも公開会議の 15 日前までに、体系的確定手続きを記載・承認した通知状を送付するものとする。

州知事又は市長は、公開会議の開催日時と場所を公示するものとする。当該公示は、該当する村、又は当該確定区域の中の人目につく場所に、遅くとも公開会議の7日前までに掲示して、公衆の閲覧に供するものとする。また、当該公示は、地元機関と協力して、確定区域内で効果的に周知させなければならない。

確定区域において開催される体系的確定の公開会議にあっては、現地管理官又は管理運営委員会の代理人は、手続きを説明し、法的事項を明確化し、また、当該確定に関して出されるいかなる質問に対しても回答するものとする。

現地管理官又は地元機関が必要と認めるときは、村段階の追加会議を開催するものとする。

### 第7条

境界決定官は、地元指導者に対し、確定区域の境界決定を通知するものとし、当該決定の少なくとも7日前までに開始時間及び場所を通告するものとする。当該通知によって、全ての利害関係人に対し、当該通知に明示された方法で、自身の不動産を示す旨要求するものとする。

境界決定官は、現地管理官の下す指示に従い、不動産の全ての区画の境界を定め、地籍索引図にそれぞれ一筆の土地として記載しなければならない。境界決定官は、土地区画の境界線を決定するに当たっては、下記に掲げる規定を遵守しなければならない。

- (a) 特定区画及びその隣接区画の所有者又は保持者が立ち会って,境界線に同意した場合は,その同意に基づいて,当該境界線の境界を決定するものとする。
- (b) 本条第(a)項に規定する同意に達することができなかった場合,又は特定区画又は隣接区画の所有者・保持者の全員が立ち会わなかった場合,当該境界線は,関係する全ての入手可能な書類,及びその他の物理的書証及び口頭証言によって決定されるものとする。
- (c) 公有地及び公有土地区画の隣接地区画の境界線については、本政令第7条第(a)項及び第(b)項に基づいて境界を決定するものとする。

#### 第8条

調査官は、現地管理官の指示に従って、確定手続きの執行中に必要となる可能性のある調査業務を実施し、また、土地区画の境界決定を含めた地籍索引図を作成するものとする。

## 第3章 確定手続き

#### 第9条

境界決定官は、現地管理官の指示に従って、確定区域内の各土地区画の諸権利に関する全ての入手可能な書類、証拠、及びその他の文書・口頭による情報を調査し、当該諸権利を土地区画の書式に記録するものとする。

## 第10条

確定記録の作成とは、下記に掲げる業務を意味する。

- 1. 確定記録には、地籍索引図、所有者名簿、及び土地区画の書式を含む。各土地区画の書式には、下記の項目を記載する。
  - a. 土地区画の特定。
  - b. 所有者の特定。
  - c. 確定日。
- 2. 土地区画の書式については、所有者及び隣接区画所有者は拇印によってこれを承認し、確定官が署名する。
- 3. 確定記録が完了したときは、現地管理官は当該記録に署名するものとする。

#### 第11条

地籍索引図及び所有者名簿を含め、確定記録の公示については、村又は確定区域の所在する地域内における公開調査のため、人目につく場所、また適切な場所に30日間掲示するものとする。

州又は市の機関は、管理運営委員会の請求に従って、公示通知を交付するものとする。

公示期間中、現地管理官は、誤記又は脱落があればこれを訂正することができるが、当該訂正がいずれかの人物の合法的利益に影響を及ぼすことがあってはならない。確定記録のその他の変更については、 当該変更によって利益に影響を及ぼされる人物が同意すれば、これを実施することができる。

#### 第12条

公示期間中、確定記録に指名された人物、又は確定記録に言及された土地区画に関する利益の権利を 主張する人物は、当該確定記録が不正確又は不完全と思料する場合、管理運営委員会に対して異議を申 立てることができる。

管理運営委員会は,異議を申し立てた全ての関係者に対して納得のいく通知を出し,また意見を聴取してから、それぞれの解決を図るものとする。

決着のつかない異議又は紛争については,「地籍委員会の権限及び組織に関する政令」<sup>2</sup>に定める手続きに基づいて,国地籍委員会に委ねるものとする。

## 第13条

公示期限の徒過後,及び本政令第 12 条に基づく紛争解決手続きの終了後,管理運営委員会は,紛争対象でない当該土地区画の確定記録を確認するものとする。

当該確認の実施後、管理運営委員会は、州又は市の国土管理都市計画建設地籍事務所宛に、その専門的明確さと署名の検査のため、当該確定記録を送付し、また、州知事又は市長宛に、その署名のために 当該確定記録を送付するものとする。

### 第14条

州知事又は市長,及び国土管理都市計画建設大臣が署名した後は、紛争の対象でない土地区画の確定 記録は、最終的に確定するものとする。それ以外の確定記録については、地籍委員会による紛争解決又 は裁判所の決定が終了した後、最終確定とする。

本条の規定に基づいて確定記録が最終確定したときは、当該確定記録は、体系的確定手続き期間中に受領した全ての書類と共に、地籍管理機関に送付の上、登記簿に記載されるものとする。

確定記録に含まれた土地区画が登記された後,国土管理都市計画建設省は,確定区域内の全ての土地区画の不動産の所有権証明書,又は占有権承認証明書を交付するものとする。国土管理都市計画建設省は,有資格かつ十分な専門機能を有する市又は州の機関に対し,本条に明記する証明書を交付する権利を付与することができる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> No 47 ANK.BK/May 31, 2002: Sub Decree on Organization and Functioning of the Cadastral Commission

地籍簿及びその他の 関連書類の維持管理に関する指示については、国土管理都市計画建設省が決定するものとする。

# 第4章 最終規定

## 第15条

本政令に相反する規定は,全て廃止する。

## 第16条

閣僚評議会担当長官,内務大臣,国土管理都市計画建設大臣,関係大臣,各官公庁長官,及び州知事 又は市長は,各自が署名した後は,自らの義務として本政令の実施に責任を負うものとする。